

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

千葉県多様な人材活躍促進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

千葉県

3 地域再生計画の区域

千葉県の全域

4 地域再生計画の目標

本県の総人口は、ゆるやかな増加傾向を維持しているが、生産年齢人口（15～64歳）は、2000年の423万人をピークに減少傾向となっており、2020年時点で383万人と20年間で約1割（40万人）減少している。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、まもなく総人口も減少に転じ、生産年齢人口は2030年に372万人、2040年には333万人と、さらに減少する見込となっていることから、労働力人口を維持していくためには、女性・高齢者等の多様な人材の活躍が不可欠である。

一方、本県の2022年時点の育児をしている女性の有業率は73.3%（全国：73.4%）である。また、60代の有業率は、60～64歳が71.0%（全国：72.5%）、65～69歳が48.9%（全国：50.9%）となっており、いずれも全国平均と比べて低い状況になっている。

現在、第2期千葉県地方創生総合戦略において「復興・回復と更なる発展に向けた力強い千葉の人と仕事づくり」を横断的な目標とし、「活力ある千葉を支える人づくり」に取り組んでいるところであり、女性・高齢者等の多様な人材が意欲と能力に応じて千葉を支える人材として活躍できるよう、就労促進に向けたさらなる取組が必要になっている。

このため、健康・医療ものづくりや食品等の本県における成長分野、高齢化により需要が高まる介護分野、流通業や飲食サービス業などの人手不足分野等において、多様な人材を受け入れやすい職場環境や働き方を提案し、新たな求人の開拓・マッチングにつなげていくことで就労促進を図っていく。

さらに、新たな取組として在宅ワーカーへの就労支援を行うことで、ひとりひとりがそれぞれのキャリアプランやライフスタイルに応じた働き方を実現し、デジタルスキルの向上やワークライフバランスの実現に繋がるとともに、企業に対して副業・兼業を含めた多様な形態での人材確保を支援する。

これまでの就労支援とデジタル技術の活用支援を一体的に実施する本事業を通じて、多様な人材が働きやすい魅力的な就業環境を整備し就労を促進することにより、本県の総合計画において県政の横断的な視点に位置づける「くらしを豊かにするデジタル技術の効果的な活用」による地域課題の解決に資するよう取り組んでいく。

【数値目標】

K P I ①	本事業により新規就業が実現した者の数（新規就業者数）						単位	人
K P I ②	デジタル技術の習得や仕事への活用促進の支援に関する取組により、デジタル技術を仕事に活用している者の数（デジタル活用量数）						単位	人
	事業開始前 （現時点）	2023年度 増加分 （1年目）	2024年度 増加分 （2年目）	2025年度 増加分 （3年目）	2026年度 増加分 （4年目）	2027年度 増加分 （5年目）	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	0.00	240.00	240.00	240.00	240.00	240.00	1,200.00	
K P I ②	0.00	60.00	60.00	60.00	60.00	60.00	300.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

千葉県多様な人材活躍促進事業

③ 事業の内容

女性・高齢者等の多様な人材がデジタル技術の活用により多様な働き方を実現し、地域の活性化を支える人材として活躍できるよう就労を支援するため、既存事業の高齢者の新規就業促進に、女性の新規就業促進と年齢・性別・就業状況等を問わず幅広い人材に対するデジタル活用促進支援を追加して全体としてパッケージ化し、多様な人材の「掘り起こし」、企業向けに「職場環境改善支援」、両者の「マッチング支援」等の一連の取組を千葉県ジョブサポートセンターを拠点として実施するものである。

「掘り起こし」については、高齢者の新規就業促進にとどまらず、女性等も含めた多様な人材に対して、従来型の働き方に加えてデジタル技術を活用した在宅ワーク等の多様な働き方について、各種広報媒体を活用し、就労意欲喚起につながる情報を発信するとともに、ライフプランや多様な働き方について考えるセミナーや、在宅ワークに関するセミナー等を開催する。それにより子育て、介護、健康問題等により就労を希望しているが求職活動を行っていない者も含めた女性・高齢者等の多様な人材の就労意欲を喚起する。

企業向けの「職場環境改善支援」は、女性・高齢者等の多様な人材の活用に関心のある企業や人材不足に悩んでいる企業等を対象に、企業向けセミナーや個別アドバイザリーを実施するとともに、デジタル技術を活用した在宅ワーク等の多様な働き方の導入支援とも連携し、多様な人材を受け入れやすい職場環境改善をサポートする。

「マッチング支援」については、事業推進コーディネーターが求人者を独自に開拓し、求職者のニーズと企業の意向をすり合わせたマッチングや在宅ワークによる就労希望者と企業等とのマッチング交流会等を実施する。

さらに、官民の構成員からなるプラットフォームを設置し、関係機関の既存の取組を最大限活用し、効果的な事業展開とする。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

県は、事業の全体的な計画、統括を行うとともに、官民連携のプラットフォーム（事業推進連絡会議）を立ち上げ、関係機関との協働の体制づくりを行い、事業の効果の最大化を図る。

また、県は、民間事業者に事業運営を委託することで、民間事業者の知見を活用しつつ、女性・高齢者や有業者を含めた在宅ワークに関心のある者の掘り起こしや企業の職場環境づくり、双方のニーズに合わせたきめ細かいマッチング支援等を行い、女性・高齢者等の多様な人材の就労を促進する。

【地域間連携】

県は県内全域に目を配り事業全体を構築し、官民連携のプラットフォーム（事業推進連絡会議）を通じて全体の統括を行う。

また、地域の住民や中小企業等に近い立場にある県内の各市町村と連携を図り、事業の広報・周知を行う。

さらに、女性・高齢者等の多様な人材の活躍支援にすでに積極的に取り組んでいる市町村と情報交換を行ったり、各種講座や企業との交流会を県内の複数地域で実施し、会場周辺市町村と共催するなど、地域の協力を得ながら、事業を実施する。

【政策・施策間連携】

本事業は、単に地域の地方創生に資する人手不足対策ということに留まらず、女性・高齢者等多様な人材の就業環境の充実を通じた男女共同参画や生涯活躍のまちづくりの推進、県内企業の働き方改革や生産性の向上等、デジタル技術を活用した地域活力の向上に結びつくものである。

【デジタル社会の形成への寄与】

本事業の中では、デジタル技術を活用した在宅ワークによる就労支援、企業に対する在宅ワーカー導入支援、在宅ワーカーと企業のマッチング支援により、様々な事情を抱えた女性・高齢者等の多様な人材が自らの意欲と能力に応じて柔軟に働くことを促進する。また、企業にとっては、デジタル技術を活用する方向で業務の棚おろし・切り出しを行うことや、在宅ワーカーを活用することによって、人手不足を解消したり、コア業務に人的資源を集中したりすることが可能になり、成長促進が期待される。

本事業により在宅ワークの普及・活用促進を図ることは、デジタル社会を形成するため基本原則である、デジタル人材の育成と活躍促進による「社会課題の解決」、高齢・障害・病气・育児・介護と社会参加の両立という「包摂・多様性」、イノベーション促進による「新たな価値の創出」に沿ったものであり、デジタル社会の形成に寄与するものである。

在宅ワークに関心のある者の就労意欲を高めるための情報や就労支援に関する情報を発信するとともに、在宅ワークによる就労の準備のためのセミナー等を開催することで、女性・高齢者等の多様な人材に対して在宅ワークの普及・活用促進を図る。

企業に対して、在宅ワーカーの導入支援のためのセミナーや、在宅ワーカー活用に向けた職場環境や業務の切り出し方等についての個別アドバイザリーを実施することで、在宅ワークの普及・活用促進を図る。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 9 月

【検証方法】

産官学金労言士等で構成する「千葉県地方創生総合戦略推進会議」において、地方創生推進交付金事業にかかるKPIの達成状況などに対する意見聴取及び効果検証を行う。

【外部組織の参画者】

千葉県地方創生総合戦略推進会議 11名
(千葉県市長会・千葉県町村会、(株)千葉銀行、(一社)千葉県商工会議所連合会、千葉県農業協同組合中央会、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会、日本労働組合総連合会千葉県連合会、(株)千葉日報社、和洋女子大学、ノートルダム清心女子大学、千葉大学2名)

【検証結果の公表の方法】

外部有識者による効果検証後、県ホームページ等に掲載する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 178,849 千円

⑧ 事業実施期間

2023年4月1日から から 2028 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 千葉県ジョブサポートセンター事業

ア 事業概要

主に子育て中の女性や中高年者の再就職の促進及び就職後の定着を図るため、就労に係る一貫した支援を実施。

【主な支援内容】

(1) 求職者の状況に応じた生活就労相談及び情報提供 (2) 一人ひとりに合わせたキャリアコンサルティング、適職診断
(3) 再就職及び定着支援に関するセミナー等の開催 (4) ハローワーク相談員による職業相談、職業紹介、求人情報の提供

イ 事業実施主体

千葉県

ウ 事業実施期間

2012 年 4 月 1 日 から 2028 年 3 月 31 日 まで

(2) 多様な働き方推進事業

ア 事業概要

長時間労働の削減や働きやすい職場環境の整備、働く人の希望に応じた多様で柔軟な働き方の普及のため、アドバイザー派遣やセミナーの開催、ポータルサイトによる情報発信等を通じて、県内中小企業等の取組を支援する。

【主な支援内容】

(1) 企業の課題整理、業務改善等を支援するアドバイザーの派遣 (2) 働き方改革・テレワーク推進に関する企業向けセミナーの開催
(3) 働き方改革ポータルサイトを活用した情報発信等による、多様で柔軟な働き方の普及啓発

イ 事業実施主体

千葉県

ウ 事業実施期間

2017 年 9 月 29 日 から 2028 年 3 月 31 日 まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2028 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2 に掲げる目標について、5-2 の⑥の【検証時期】に7-1 に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2 の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。